

第2章 韓国電子自治体運用の現状

第1節 はじめに

韓国における自治体のIT施策については、2001年に「韓国自治体のIT施策」(クレアレポート第220号)においてその先進的な状況を紹介している。本章では、2001年に紹介した中でも特に日本と比較して先進的であった電子決裁、サイバー民願、インターネットを通じた事務処理過程の公開、地方税インターネット納付における現在の運用状況と今後の計画について紹介する。

それに加え韓国では、2002年11月1日に韓国電子政府ホームページ(<http://www.egov.go.kr>)の本格的運用が開始され、サイバー民願及びオンライン事務処理過程公開分野において大きな変化があったが、そのことについても触れておく。

最後に、昨今の地方自治体を取り巻く情報化の流れを現場の公務員と住民はどのように捉え、どのように対処しているか。公務員及び住民の視点から、忠清南道が2002年9月に実施したアンケートを通して考察する。

第2節 電子自治体の先進的運用状況

1 電子決裁

電子決裁は、1998年に中央行政機関で導入され、2002年6月現在の電子決裁率は、86.4%(中央88.9%、地方85.2%)である。韓国における電子決裁システムは、中央行政機関はもちろん地方自治体にも浸透しており、現在はその定着段階に入っていると言える。

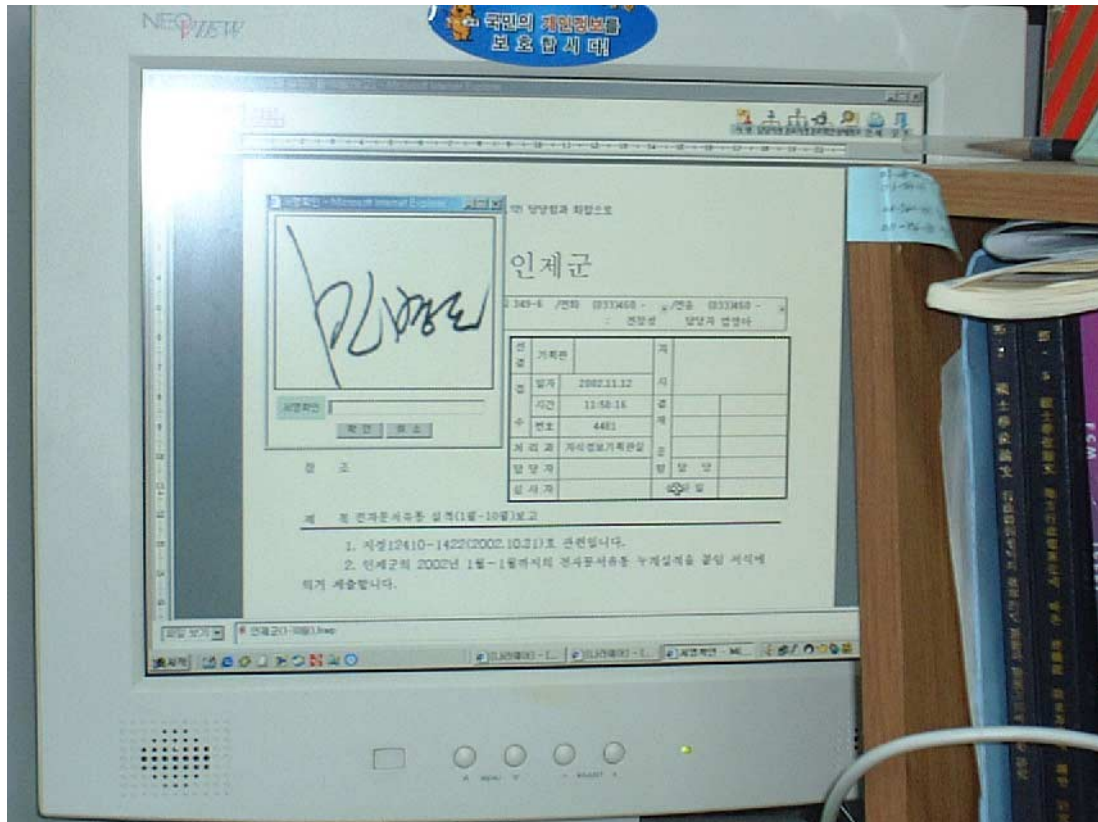
例えば、忠清北道は2001年1月に電子決裁の全面施行を開始し、現在99.9%の電子決裁率を達成、忠清南道は2002年11月現在97.7%、江原道も2002年上半期までに97%以上の電子決裁率を達成している。しかし、一部文書(人事関係、防衛関係等の機密文書)については電子決裁になじまないため、100%の電子決裁化及び電子文書化の実現は難しいという側面もある。

具体的な電子決裁システムのポイントを、全羅北道群山市の例で説明する。

- ・ 起案者が、電算上で公文書を作成し、電算操作によりサインをして起案する。その際、決裁権者及び回覧ルートを画面上で指定する。
- ・ その後、各担当者がサインをするごとに、次の担当者・上司へ文書が送付される。
- ・ 起案者は画面上で、起案文書の決裁過程を確認することができる。
- ・ 回覧ルートにいる職員及び上司は、起案された文書に修正を加えることができる。また、起案者に戻すこともできる。(修正を加えられた場合、修正内容が起案者に通知される)
- ・ 回覧ルートにいる職員及び上司が長期不在の場合、不在処理をすれば、次の職員に書類が流れる。また一定の時間が経過した場合も同様である。

なお韓国では、電子決裁それ自体が最終目標ではなく、その後の電子文書流通システム^(注)へ続く必然的過程の一つととらえられている。

(注) 公文書の作成・決裁・発送・保管までの全ての過程を電算化するシステム。2002年6月現在の電子文書流通率は、73.9%（中央機関 67.2%、市道 78.7%）である。

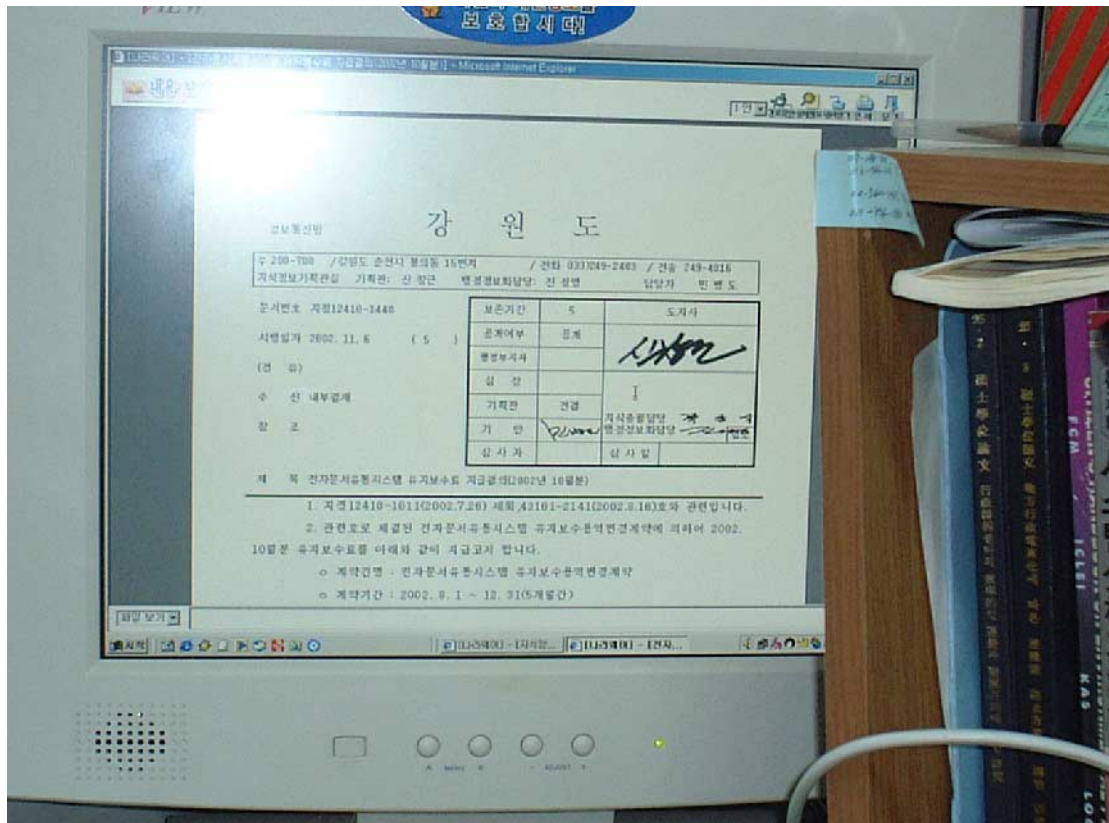


江原道の電子決裁システム①（上写真）

サインが画面上に表示（左）され、決裁処理（確認ボタンをクリック）すると画面上の書類の所定欄にサイン（右）される。

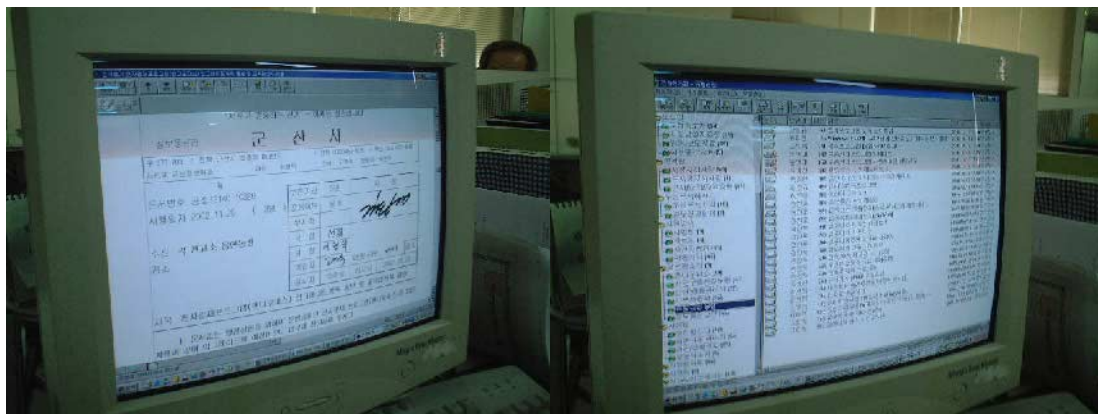
韓国では文書の稟議及び決裁をする場合、印鑑ではなくサインが一般化されている。

電子決裁システムでは、事前に職員のサインを認証登録しておき、各担当者は決裁システムを起動時に本人確認（ログイン）した後、画面上で書類を確認し決裁処理を行う。



江原道の電子決裁システム②（前写真）

決裁処理された公文書は、画面上で閲覧すること、及び印刷することが可能。



全羅北道群山市の電子決裁システム

（決裁された文書（左）は、部署毎のフォルダに保管され（右）、電子メールを通して中央機関、道・市・郡へ送付することができる）

2 サイバー民願

民願とは「民願人（申請者）が行政機関に対し、処分等、特定行為を要求する行為」と定義され、対象は許認可・免許・特許・承認等の申請、台帳等への

登録・登載または申請、特定の事実または法律関係に関する確認または証明の申請、その他行政機関に対し特定の事実を要求する事項等が全て含まれる。

以前は民願人が、直接民願室を訪問し、そこで全ての申請を行っていたが、現在はインターネットを利用した“サイバー民願”により、インターネットホームページを通じた民願の受付と処理結果の通知（回答）等各種民願事務の情報提供及び処理が可能となっている。

以下に、ソウル特別市の「サイバー民願室」と2002年11月1日にサービスを開始した韓国電子政府ホームページ「民願業務革新（G4C）サービス」の二つを紹介する。

（１）サイバー民願室（ソウル特別市）

ソウル特別市は、1999年8月に「サイバー民願室（<http://cyber.seoul.go.kr/>）」の設置・運営計画を樹立し、2000年6月に開発を完了、同年7月1日に運営を開始した。この「サイバー民願室」は、インターネット上に散在していた民願処理機能を統合した民願ポータルサイトであり、全国初のサイバー民願室としてオープンした。その後、2001年5月にはソウル市情報ポータルサイト（SIP）事業の一環として、サイバー民願室機能改善の再構築（インターフェースの再構成及び官公庁初の人口知能型民願相談システムの概念を導入）を実施、2001年10月30日、同年11月8日にはそれぞれ管理者（職員）接続URLをオープン、市民接続URLをオープンし、サイバー民願室の機能改善を図っている。

ソウル市の「サイバー民願室」において提供される主要民願サービス機能は、主な機能として民願相談（相談登録及び照会）をはじめ、サイバー民願申請、生活民願サービス、サイバー税務総合サービスがあり、市政に対する市民監視機能を持たせた民願処理オンライン公開システム、申告センター、清廉契約オンブズマン等7種類の大分類で構成されている。

現在ソウル市では、政府の民願サービス事業と連携^{（注）}し、住民登録謄（抄）本、建築物管理台帳謄（抄）本、自動車登録原本等393種類の民願についてオンライン証明民願を運営している。

（注）ソウル市の場合、ソウル市「サイバー民願室」から民願申請をすると、自動的に韓国電子政府ホームページ（<http://www.egov.go.kr>）のオンライン民願申請のページに移動する。なお、「サイバー民願室」運営開始当時の詳しい解説については、クレアレポート第220号「韓国自治体のIT施策」第3章を参照されたい。

（２）韓国電子政府ホームページの「民願業務革新（G4C）サービス」

韓国政府は2002年11月1日、韓国電子政府ホームページ（<http://www.egov.go.kr>）を通して、民願申請及び交付、民願案内の窓口単一

化のため開発を進めていた「民願業務革新（G4C）サービス」の運用を本格的に開始した。

2001年10月から韓国政府は、それまで各中央省庁・各地方自治体に分かれて運営されていた民願業務の窓口を、より国民に分かりやすいものにするため、電子政府単一窓口として「民願業務革新（G4C）サービス」の構築を進めてきた。その結果、インターネットを通じて、393種類の民願サービスと4,000種類の民願案内サービスの提供が可能となっている。

＜表Ⅱ－1＞民願業務革新（G4C）サービス段階別開発過程

開発段階	民願サービス種類数	民願サービス案内種類数
1段階サービス開始(2002年2月)	54	1,000
2段階サービス開始(2002年4月)	143	2,000
3段階サービス開始(2002年11月)	393	4,000

この「民願業務革新（G4C）サービス」は、申請者が担当行政機関を知らない場合でも、必要項目を入力すれば、担当行政機関に対して民願申請をすることができるという利点がある。また、2003年3月現在、全ての地方自治体が、韓国電子政府ホームページを通してオンライン民願サービスを利用することができる。また、住民票謄本・抄本等、従来民願申請する際に添付が必要であった書類が添付不要になるなど必要書類の簡素化も図られている。

今後、韓国政府は、民願案内・民願相談事例・Q&Aの拡充、データベースの充実等を図りながら「民願業務革新（G4C）サービス」の補完事業を進める計画である。そして最終的には、全ての民願業務を「民願業務革新（G4C）サービス」上で処理できるようにすることを目標としている。

3 インターネットを通じた事務処理過程の公開

韓国政府は、行政の透明性を高め、クリーンで腐敗のない行政を実現するため、インターネットを通して、民願の受付・事務処理・回答（交付）までの一連の流れを申請者に公開する事業に取り組んでいる。特に許認可・承認等、国民の生活に直結し、時間的制約がある民願業務分野について段階的に推進してきている。

行政自治部は、2000年6月に民願処理インターネットシステムを開発し、民願の受付、決裁過程及び処理状況（担当者・受付・起案・検討・決裁日時等）をリアルタイムで申請者に公開している。このシステムは、2000年12月までに285機関（中央機関37、地方自治体248）に普及し、現在は、2002年11月1日

に運用を開始した韓国電子政府ホームページの「民願業務革新（G4C）サービス」（本章第2節2（2）参照）と各機関別の公開システムとを連携させている。

＜表Ⅱ－2＞中央・地方別公開民願事務現況

中央行政機関	法人設立許可等 325種類の民願事務
地方自治体	建築許可等 571種類の民願事務

＜表Ⅱ－3＞行政自治部とその他行政機関における民願事務処理公開推進体系

機関名	役割
行政自治部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公開対象民願選定 ○ 民願処理インターネット公開システム活性化計画樹立・指定 ○ 関係機関の合意及び総括調整 ○ 民願処理インターネット公開システム運営支援
その他行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公開システム活性化計画樹立・施行 <ul style="list-style-type: none"> －未構築機関の早期構築、所属機関・事務所等への拡大構築 －公開システム運営管理の内部充実 ○ 韓国電子政府との連携構築

また、ソウル特別市は1999年4月15日、「許認可（民願）処理オンライン公開システム^{（注）}」（<http://open.seoul.go.kr>）の運用を開始し、市庁及び25ある区役所に民願申請をすると、受付と同時にインターネットで処理過程を全ての人に公開するという制度を整備している。

（注）ソウル特別市の「許認可（民願）処理オンライン公開システム」については、クレアレポート第220号「韓国自治体のIT施策」第4章を参照されたい。

4 地方税のインターネット納付

（1）金融決済院のシステムを利用した例（江原道春川市）

2001年6月15日、江原道春川市は、金融決済院^{（注1）}の電算網を利用した全国で初めての各種地方税インターネット収納を開始した。

春川市の本事業以前から、国民が交通違反等の反則金を警察庁に支払う場合、金融決済院に登録をし、インターネットを通して反則金を支払うというシステムが構築されているが、本事業はこれを応用したものである。

春川市の地方税インターネット納付システムの運用状況は、次のとおりである。

まず春川市は、地方税課税資料の中から、定期分地方税額及びその滞納税額、そして随時分地方税に限定した課税内訳の資料を金融決済院に提供し、金融決済院は会員に登録した納税者のみに対して本人の税金告知書^{（注2）}を電子メール

で送付し、電子メールにより告知を受けた納税者が即時にインターネットを通して納付できるようにプログラムを構築、納付した際の領収証もインターネット上で受け取ることができる。なお、納付された税金は、即時に市の口座に入金され、“電子消印”されるように運営されている。

また、2001年10月1日からは春川市地方税ホームページ (<http://tax.chuncheon.go.kr>) の運用開始により、インターネットを通じた納税方法を案内するとともに、金融決済院による各種料金納付ホームページ (<http://www.giro.or.kr>) と L G カードのホームページ (注3) (http://www.lgcard.com/cyber/person/myloan/local_tax/html/tax_chuncheon.jsp) ともリンクさせ、納税者の便宜向上と理解・信頼の獲得を図っている。

なお、春川市の市民に対する積極的な広報にも関わらず、2001年6月15日から2002年6月30日までに約1年間におけるインターネット納付の利用件数は、3,519件、2億8千6百万ウォンにとどまっている。これは春川市の納税者人口 (約75,000人) と比較すると、まだまだ少ない状況である (納税人口ベースで約2%)。春川市は、2003年末までに納税人口ベースで約30%を目標に掲げている。

(2) 独自のシステムを利用した例 (ソウル特別市)

ソウル特別市は、2000年5月よりインターネットに接続したパソコンにより市税・区税を納付することができる「サイバー納付」制度を開始している。そして2001年6月には、EDI (=Electronic Data Interchange) システムを導入した Etax センターを設置し、独自の地方税インターネット納付システムを構築した。この EDI システムはソウル市が開発した総合金融システムであり、金融機関と直結し、税金等の収納情報の管理・決済機能を併せて行うことができる。つまり金融決済院の決済機能を持った EDI システムに、ソウル市の収納情報・課税情報を管理するサーバーを連結させたシステムを運営しているため、ソウル市は地方自治体の中で唯一、金融決済院を利用しない地方税インターネット納付システムを運営している。

また現在は、電子メールで地方税の告知を希望している住民にも紙による告知書を送付しているが、2003年6月からは希望者に対してはメールのみによる告知 (注4) に切り替える計画である。

※ソウル特別市地方税インターネット納付のホームページ

<http://etax.seoul.go.kr>

地方税のインターネット納付を実施しているソウル特別市と江原道春川市をはじめとするそれ以外の自治体との比較した場合、その違いは金融決済院のシステムを使っているか使っていないかであり、住民の立場から見た使用感にほとんど差はないと言える。

現在、ソウル特別市・春川市ともに、金融決済院、各種金融機関に対して、地方税のインターネット収納にかかる手数料を支払っていない。

（注１）正式名称は「社団法人金融決済管理院」。加盟銀行間の資金決済と安全で便利な決済サービスの提供等を目的とし、1986年に全国手形交換管理所と銀行振替管理所が合併して設立された機関である。2000年には電子取引・公認認証・電子マネー等のサービスを始めたことによりインターネット上における各種決済分野で、金融決済院の各種サービスが幅広く利用されている。

（注２）春川市は、2002年11月現在、地方税の告知方法を電子メール、告知書の郵送の両方で実施している。

（注３）LGカードは、韓国のクレジットカード会社。LGカードのホームページとリンクさせているが、それ以外のクレジットカードで決済することも可能である。

（注４）韓国は2001年7月1日から「電子政府具現のための行政業務等の電子化促進に関する法律（電子政府法）」を施行している。同法第36条第1項において「行政機関の長は、関連法令で告知書・通知書等のペーパー文書で告知・通知等をするように規定しているとしても、本人が希望する場合には、これを電子公文書で告知・通知することができる」と規定し、同条第2項において「第1項の規定により電子公文書で告知・通知等をした場合には、当該法令で定めた手続きにより、告知・通知したものとみなす」と規定している。

第3節 公務員の意識と住民の意識～忠清南道のアンケートより

ここまで韓国が電子自治体とIT施策の分野における先進国であることを再認識してきたが、今日までの流れは国家主導であるといった感は否めない。果たして、現場で働く公務員と行政サービスを受ける住民は、IT化の流れについてどのように考えているのか？

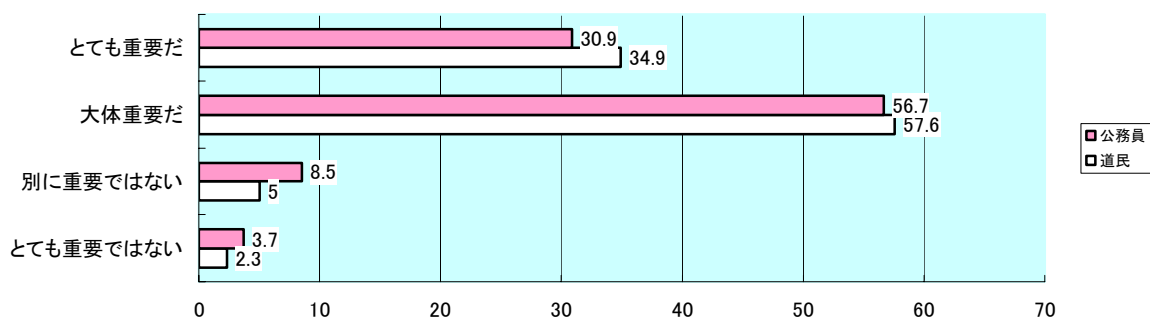
忠清南道が2002年9月9日から9月23日までの2週間、公務員及び道民を対象に実施したアンケート調査と忠清南道による分析の一部を紹介する。

アンケートの概要は以下のとおりである。

- 実施期間：2002年9月9日～23日
- 調査地域：忠清南道庁を含む道内15の市・郡
- 実施対象：公務員600名・道民600名 計1,200名
- 有効回答：公務員600名（100%）・道民523名（87.17%）
- 質問件数：全30問

<表Ⅱ－４>

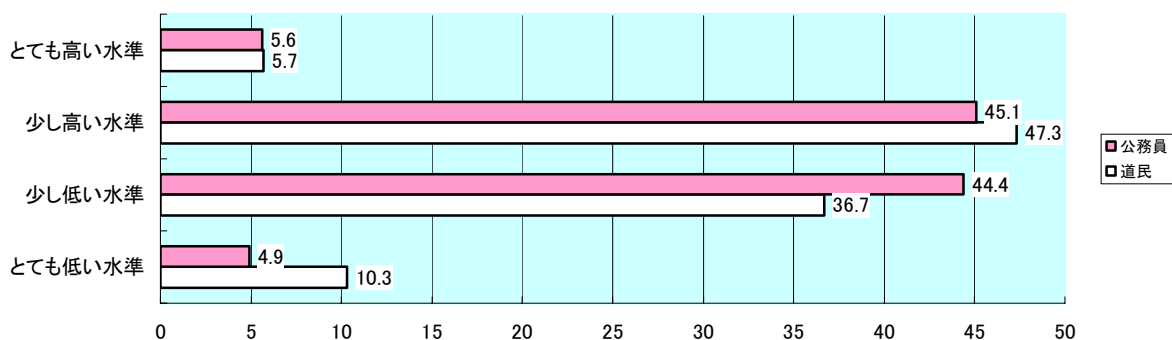
【Ｑ１：情報化・デジタル宣言・知識情報行政の意義】



道民と公務員に大きな差はないが、知識情報に対する重要性の認識は、道民の方が高い。

<表Ⅱ－５>

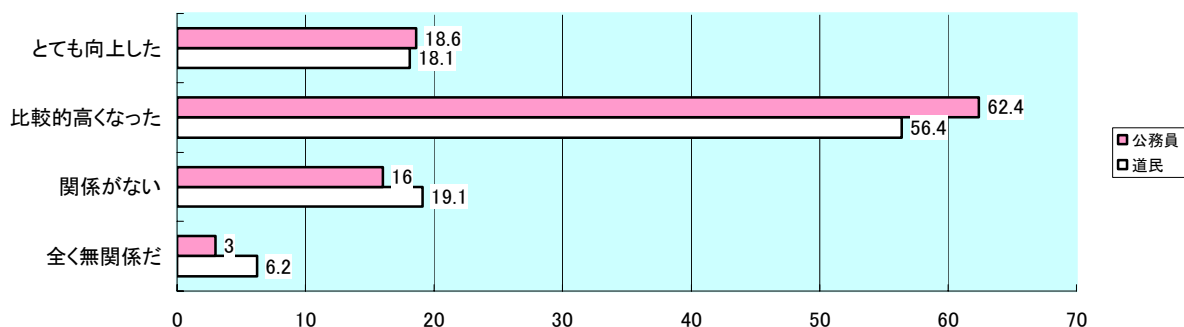
【Ｑ２：公務員及び道民の一般的情報化能力水準に対する評価】



道民及び公務員の一般的情報化水準については、道民の方が公務員に比べ水準の評価にややばらつきが見られる。

<表Ⅱ－６>

【Ｑ６：「デジタル忠南道政」の推進により行政サービスの品質が向上したか】

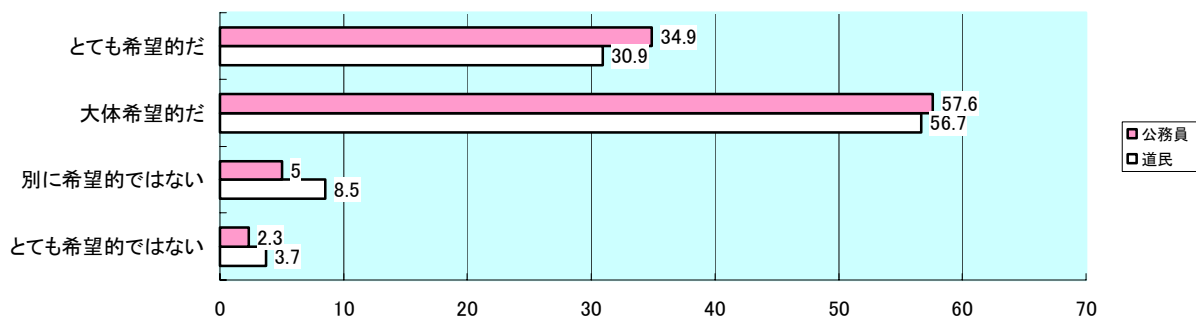


「デジタル忠南道政」を通して忠清南道が知識情報化関連事業を、道民と公務員に

十分に周知している成果が表れている。

<表Ⅱ-7>

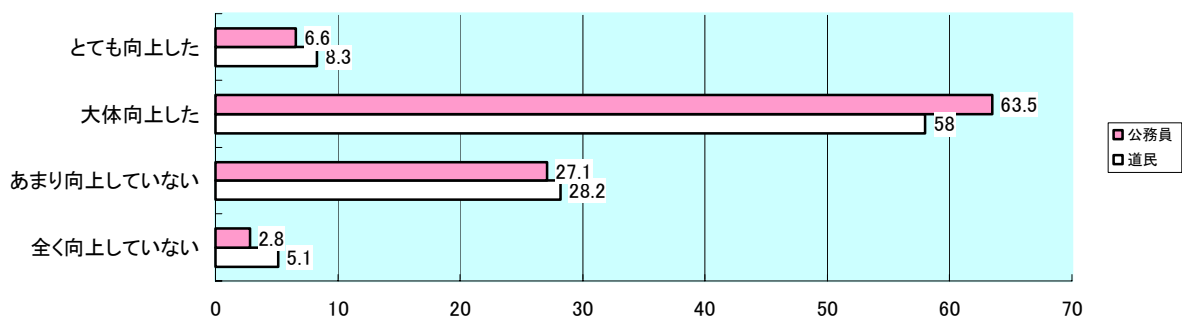
【Q11：デジタル行政サービスの将来に対する見通し】



デジタルを利用した行政サービスが、継続して拡充され続けている結果、“希望的だ”という回答が絶対多数を占めていると思われる。

<表Ⅱ-8>

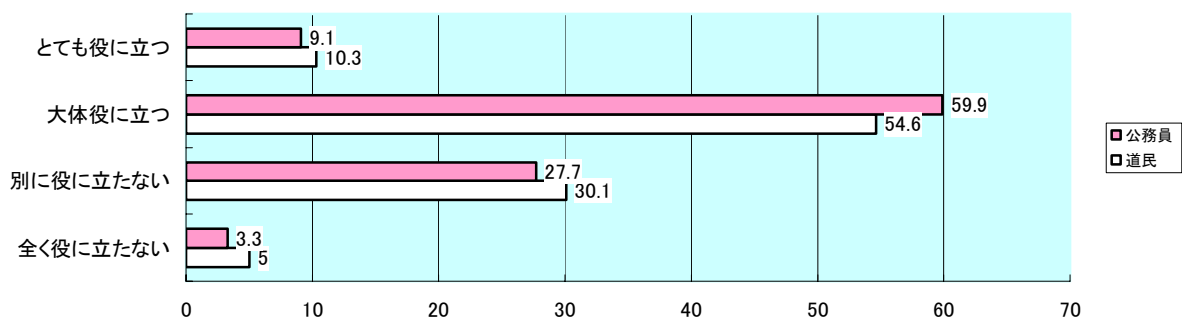
【Q14：情報化教育による道民の情報化水準の向上度】



全体の3分の2が道民の“情報化水準が向上した”と回答している。ただし、“向上していない”という回答も少なくない。

<表Ⅱ-9>

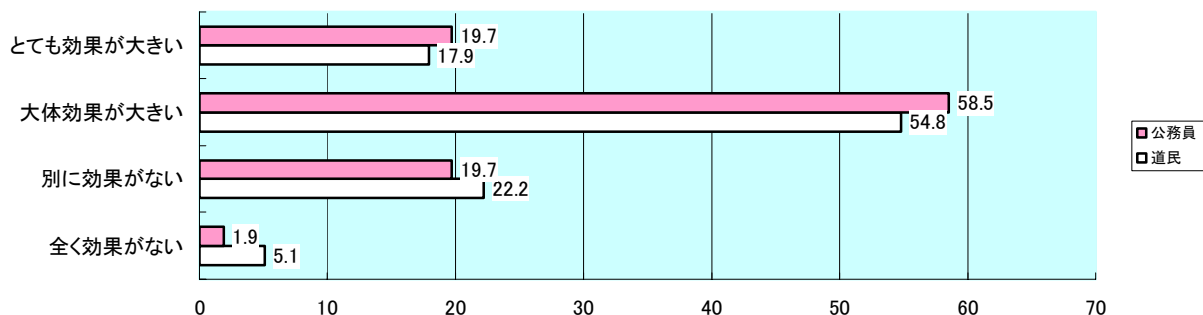
【Q15：道庁ホームページの「サイバー民願室」の効用性】



忠清南道ホームページ (<http://www.chungnam.net>) の「サイバー民願室」において、民願を解決する方法に関する分析の結果、道民と公務員共に“大体役に立つ”が最も多い回答を得た。「サイバー民願室」の設置に伴い、道民（民願申請者）が恩恵を受けていることを実感している表れと言える。

<表Ⅱ-10>

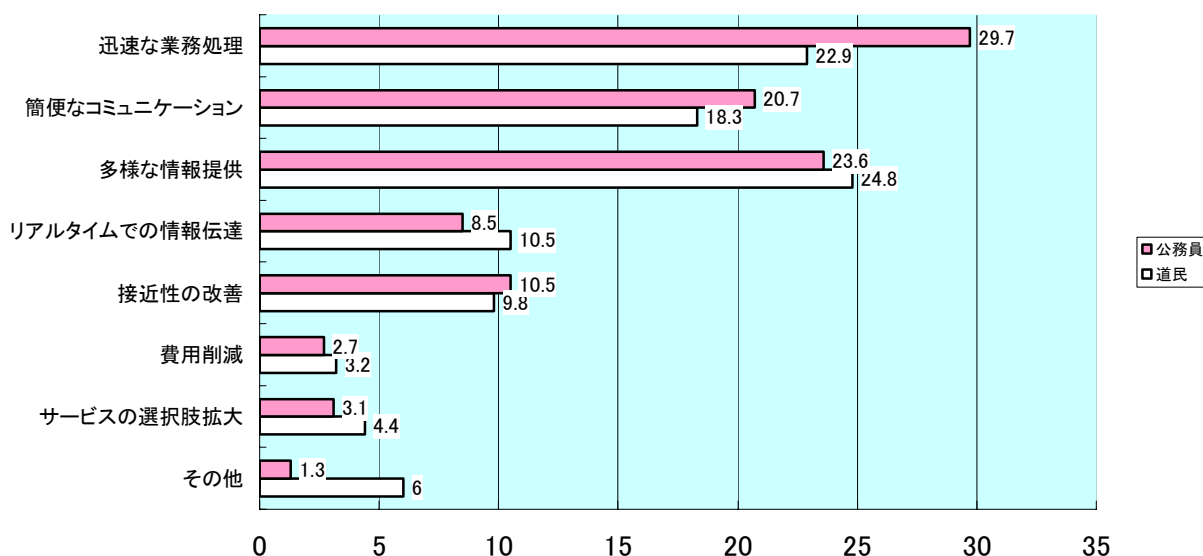
【Q16:「デジタル映像会議」の体感効果】



「デジタル映像会議」の実現により、多くの時間と物的資源を節約することができる。「デジタル映像会議」の活用によって、どのくらい体感効果があったかという質問に関して、道民と公務員共に“大体効果が大きい”という回答が過半数を占めた。

<表Ⅱ-11>

【Q18:「デジタル行政サービス」推進による目に見える成果】

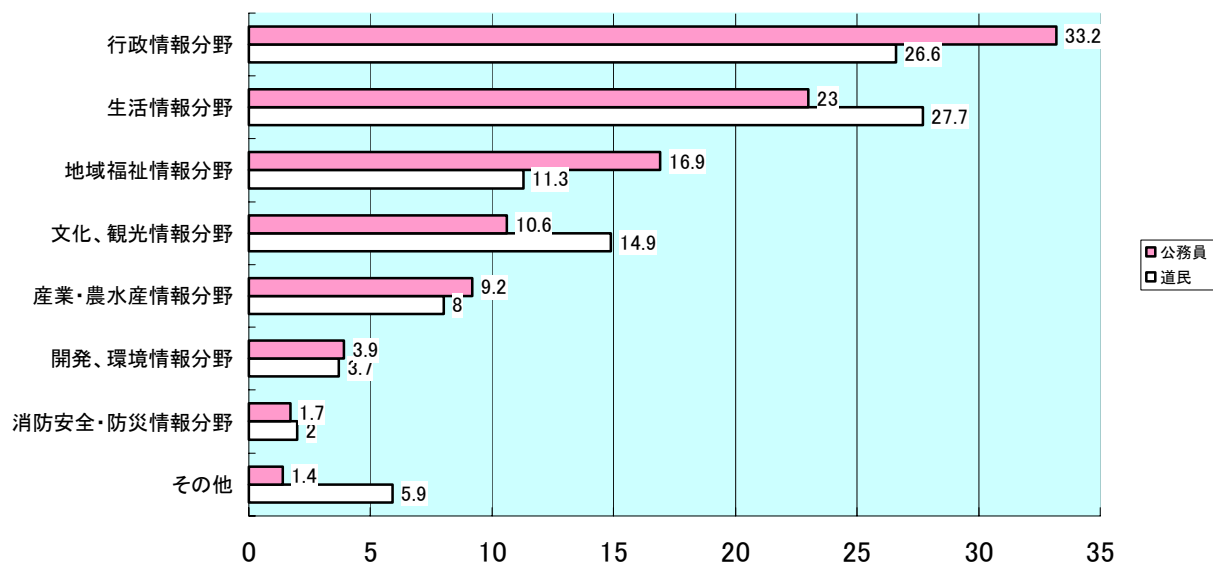


「デジタル行政サービス」の推進を通じた客観的成果は、迅速な業務処理、多様な情報提供、簡便なコミュニケーション、接近性の改善、リアルタイムでの情報伝達等の順となった。「デジタル行政サービス」を成し遂げる場合、1次的には行政内部の迅

速な業務処理を実現させ、それが2次的には行政外部に対するサービス拡張へつながって行かなければならない。

<表Ⅱ-12>

【Q19:「デジタル競争力」を上げるため早急に育成が必要な分野】



忠清南道のデジタル競争力を上げるため、育成すべき優先順位は、行政情報分野及び、生活情報を筆頭に、福祉情報、文化・観光情報分野が上位を占めている。

第3章 自治体IT化への外部評価

第1節 はじめに

韓国では全ての基礎自治体（市・郡、特別市及び広域市の中の区）を対象として、行政自治部の外郭団体である自治情報化支援財団が、客観的に情報化への取り組みを数値化し、ランク付けして結果を公表している。

以下に2001年度の各基礎自治体の情報化水準測定結果を報告する。

第2節 外部評価について

1 外部評価の目的

自治情報化支援財団による外部評価の目的は以下のとおりである。

- ・ 情報技術の発展及び社会環境の変化は、行政の効率性と対国民・住民の便
利性をより一層高めるために不可欠なものである。
- ・ 政府は、中央及びそれに連結される地方電子政府の早期定着のために、各
層の情報化政策及び事業を積極的に推進している。
- ・ 特に基礎自治体は、最も近い場所で住民に接し、直接住民サービスを提供
する役割を果たし、地域情報化の推進主体としての役割が要求される。し
たがって、優先的に情報化の重要性が求められる。
- ・ そのため、この外部評価は、国家情報化のバランスのとれた発展と電子政
府推進のために基礎資料を提供し、自治体の情報化推進努力の長所・短所
の分析等を通して、情報化推進の方向を導き出そうとするものである。
- ・ この外部評価を通して、自治体の情報化への関心が向上し、また情報化推
進のための善意の競争を引き起こすことにより、中央からの自治体情報化
事業支援のための客観的・合理的基準を明らかにしようとしている。

2 外部評価の方法

外部評価の方法は以下のとおりである。

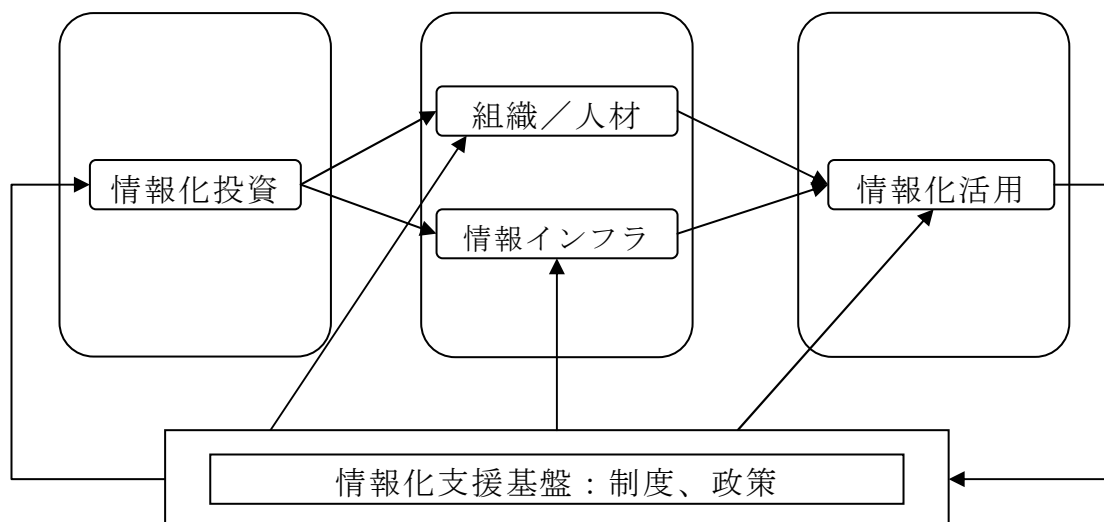
- ・ 情報化の進展及び変化した環境を考慮した情報化推進測定概念を定立
させる。（評価の意義）
- ・ 既存の測定モデル及び指標体系^(注)分析を通じた指標改善方案を洗い出し、
指標の総合化によって、基準値を確定させる。（指標体系の確立）
- ・ 情報化水準測定指標の適用を通して、自治体間の情報化水準を測定する。
- ・ 自治体の2,600余りの業務を、12分野・295単位業務に区分し、各単位別
に業務の情報化の進捗を分析し、合わせて自治体の業務情報化の方向を模
索する。
- ・ 分散分析（ANOVA）やジニ計数計算法等を利用して、各自治体間の情報格
差（Digital Divide）を分析する。
- ・ 情報化水準測定の研究過程及び結果に関連した政策の導出。

なお、この外部評価の対象・実施期間は以下のとおりである。

- ・ 韓国にある全ての基礎自治体を対象としている。
- ・ 実施期間は、基本的に 2001 年 1 月～2001 年 12 月を水準測定対象期間とした。
- ・ 2001 年 12 月調査時点現在、基礎自治体に分類される市・郡・区を分析対象とした。

(注) 情報化水準測定指標体系と 2001 年情報化水準測定指標 (5 部門 19 指標) は、それぞれ以下の図・表のとおりである。

<図Ⅲ－1> 情報化水準測定指標体系



- 指標体系は、自治体の情報化の進捗を表す 5 部門で構成した。
- 情報化支援基盤の上に情報化投資と情報インフラを構築し、適切な情報組織／人材の運営を通して、情報化活用を極大化する活動を自治体情報化の概念として定義して、情報化水準を測定するために、各部門別指標体系を構成した。
- 5 つの各部門を客観的に評価するため、さらに 19 の指標を構成した。

<表Ⅲ－２>2001年情報化水準測定指標（５部門19指標）

部門	小分類	測定項目	算式
情報化支援	情報化支援基盤	情報化促進協議会開催件数	情報化促進協議会開催件数
		情報化事業計画施行水準	情報化担当部署事業予算÷情報化担当部署人員
情報化投資	情報化財源	情報化予算比率	情報化予算÷一般会計総予算×100
情報インフラ	ハードウェア	サーバー保有水準	最近5年間に導入した金額÷所属機関の公務員数
		PC普及水準	最近4年間のPC普及台数÷所属機関の公務員数×100
	ソフトウェア	ソフトウェア保有水準	業務支援用ソフトウェア保有数÷所属機関の公務員数
	情報保護基盤	情報保護水準	1.(情報保護教育回数×時間×人員) ÷所属機関の公務員数 2.行政区域内の通信網及びサーバーの点検回数 3.暗号化設備導入予算÷所属機関の公務員数 4.保安設備(ファイアーウォール等)に連動しているサーバー数÷総サーバー数×100
	ネットワーク	ネットワーク運営管理	邑面洞数÷市郡区と邑面洞間の全体回線数
情報化組織／人材	情報化人材	情報化人材比率	情報化人材数÷所属機関の公務員数×100
		情報化関連公認資格証保有水準	公認資格証保有者数÷所属機関の公務員数×100
		専門情報教育水準	専門情報教育時間÷情報化人材数
		一般情報教育水準	一般情報教育時間÷所属機関の公務員数
情報化活用	内部活用	業務情報化水準(応用S/W)	電算化活用業務数÷総業務数×100
		市郡区総合行政情報システム活用水準	1.システム間の連携の可否(財税政に限定) 2.障害発生の事前予防活動実績数
		電子決裁水準(最近3ヶ月平均)	電子決裁件数÷総決裁件数×100
		電子掲示板活用水準	電子掲示板登録件数÷所属機関の公務員数(最近3ヶ月)
		データベース運営実績	LAIBデータ構築件数÷管理対象情報総数×100
	外部活用	電子民願処理水準(最近3ヶ月平均)	1.電子民願受付件数÷総住民数×1000 2.無人民願発給件数÷総住民数×1000
住民情報化教育実績		教育を受けた住民数÷総住民数	

3 外部評価の結果

情報化水準分析の結果は以下のとおりである。なお、総合情報化水準・情報化支援部門情報化水準・情報化投資部門情報化水準・情報インフラ部門情報化水準・情報化組織／人材部門情報化水準に分類され、それぞれ、市地域・郡地域・区地域に分類されている。

(1) 総合情報化水準

このデータは、5部門19指標の資料を標準化した後、100点から60点までの間で換算し、加重値を適用し測定した結果である。

分析の結果、各基礎自治体は、最高84.8点から最低64.8点までの間に分布しており、80点台が3団体、70点台が129団体、残り100団体が60点台という結果になったが、概ね平準化されていると言える。

- ・ 平均70.8、標準偏差も2.90で比較的低い。
- ・ 市・郡区の平均を見ると、ごくわずかながら、情報化水準は、市>区>郡となっている。
- ・ 標準偏差を見ると、郡地域の水準が最も平準化されている。反面、市地域の水準が最も差が激しいことが分かる。

市地域の情報化水準は、済州道済州市が最も高い。済州市の場合、情報化投資部門でも1位、情報化支援及び情報化組織／人材部門でもそれぞれ3位等、全般的に上位水準にあった。

郡地域の情報化水準は、江原道平昌郡が最も高い。

- ・ 江原道平昌郡の場合、情報化投資部門でも1位、情報インフラ部門4位等、全般的に高い順位となった。情報化支援部門は、全体郡地域の中で、中間以下の順位となった自治体の支援基盤が、相対的に弱いものと分析される。

区地域の情報化水準は、ソウル特別市江南区が1位となった。

- ・ ソウル市江南区の場合、情報化支援・情報化投資・情報インフラの各部門で1位となった。その他、情報化組織／人材部門でも6位であり、全部門で高い評価を得た。

<表Ⅲ-3>

市・郡・区別情報化総合順位上位5団体

順位	市地域			郡地域			区地域		
	市道	地域名	点数	市道	地域名	点数	市道	地域名	点数
1	済州道	済州市	83.3	江原道	平昌郡	75.1	ソウル特別市	江南区	84.8
2	京畿道	果川市	80.9	京畿道	楊州郡	74.9	ソウル特別市	中区	79.5
3	京畿道	安養市	78.6	済州道	南済州郡	73.8	光州広域市	光山区	75.7
4	京畿道	議政府市	77.5	忠清北道	槐山郡	73.6	釜山広域市	西区	75.6
5	全羅北道	全州市	77.4	蔚山広域市	蔚州郡	73.3	蔚山広域市	東区	74.5
総合	市地域平均		71.6	郡地域平均		70.0	区地域平均		71.0
	市地域標準偏差		3.32	郡地域標準偏差		2.16	区地域標準偏差		2.99

(2) 情報化支援部門情報化水準

自治体の情報化政策の根幹となる要素を構成する情報化支援部門において、市・郡・区別平均及び標準偏差を見ると、全般的に均等に分布されている。

市地域は全羅南道木浦市が92.8点で1位、郡地域は慶尚北道蔚珍郡が84.0

点で1位、区地域は区地域の総合順位1位であるソウル市江南区が87.4点で1位となった。

<表Ⅲ-4>

市・郡・区別情報化支援部門上位5団体

順位	市地域			郡地域			区地域		
	市道	地域名	点数	市道	地域名	点数	市道	地域名	点数
1	全羅南道	木浦市	92.8	慶尚北道	蔚珍郡	84.0	ソウル特別市	江南区	87.4
2	慶尚北道	聞慶市	81.7	全羅南道	務安郡	81.3	大田広域市	中区	79.5
3	済州道	済州市	77.4	忠清北道	鎭川郡	77.7	ソウル特別市	松坡区	78.3
4	京畿道	安山市	77.1	蔚山広域市	蔚州郡	76.7	ソウル特別市	瑞草区	75.3
5	京畿道	金浦市	74.8	全羅北道	淳昌郡	76.6	ソウル特別市	江西区	74.1
総合	市地域平均		69.9	郡地域平均		69.0	区地域平均		67.6
	市地域標準偏差		4.65	郡地域標準偏差		4.21	区地域標準偏差		4.34

(3) 情報化投資部門情報化水準

未来の情報化水準を決定する重要な要素である情報化投資部門における平均及び標準偏差を分析した結果、市地域(69.2)及び区地域(68.2)に比べて、郡地域(65.6)の点数は低い結果となった。地域別偏差は、むしろ郡地域(3.48)が最も小さく、市地域が8.06と最も大きい。

市地域は済州道済州市が100.0点で、郡地域は江原道平昌郡が74.5点で、区地域は総合順位でも1位であるソウル市江南区が99.0点でそれぞれ1位となった。

<表Ⅲ-5>

市・郡・区別情報化投資部門上位5団体

順位	市地域			郡地域			区地域		
	市道	地域名	点数	市道	地域名	点数	市道	地域名	点数
1	済州道	済州市	100.0	江原道	平昌郡	74.5	ソウル特別市	江南区	99.0
2	江原道	春川市	95.4	京畿道	楊州郡	73.8	釜山広域市	西区	77.9
3	全羅北道	全州市	88.4	忠清北道	丹陽郡	73.6	ソウル特別市	中区	77.8
4	京畿道	安養市	85.6	全羅南道	靈岩郡	73.1	ソウル特別市	松坡区	74.8
5	忠清北道	忠州市	85.4	慶尚北道	高靈郡	72.5	ソウル特別市	瑞草区	74.4
総合	市地域平均		69.2	郡地域平均		65.6	区地域平均		68.2
	市地域標準偏差		8.06	郡地域標準偏差		3.48	区地域標準偏差		5.11

(4) 情報化インフラ部門情報化水準

組織の構成員が、業務に必要な情報を利用して、住民に対しサービスを提供する際に不可欠な基盤となる情報インフラ部門は、市・郡・区地域間の平均水準及び偏差の程度が、ほぼ同じ結果となった。基本的な情報インフラは、ある程度平準化されていると判断できよう。

市地域は京畿道安山市が 87.9 点で、郡地域は京畿道楊州郡が 86.5 点で、区地域は総合順位 1 位であるソウル市江南区が 89.0 点でそれぞれ 1 位となった。

<表Ⅲ－6>

市・郡・区別情報化インフラ部門上位5団体

順位	市地域			郡地域			区地域		
	市道	地域名	点数	市道	地域名	点数	市道	地域名	点数
1	京畿道	安山市	87.9	京畿道	楊州郡	86.5	ソウル特別市	江南区	89.0
2	京畿道	議政府市	87.2	全羅北道	鎭安郡	85.5	仁川広域市	南洞区	85.4
3	京畿道	安養市	87.2	蔚山広域市	蔚州郡	83.2	釜山広域市	釜山鎮区	85.3
4	京畿道	高陽市	86.4	江原道	平昌郡	82.9	蔚山広域市	東区	85.1
5	京畿道	光明市	86.2	江原道	旌善郡	82.8	ソウル特別市	中区	84.1
総合	市地域平均		77.6	郡地域平均		76.8	区地域平均		77.6
	市地域標準偏差		3.64	郡地域標準偏差		3.84	区地域標準偏差		4.01

(5) 情報化組織／人材部門情報化水準

情報化推進主体の力量を評価する情報化組織／人材部門においては、平均的に差異は小さいが、市>区>郡の順に点数が高く、偏差はむしろ、郡地域よりも、市、区地域の方が大きい。

市地域は京畿道果川市が 86.2 点で、郡地域は全羅南道谷城郡が 74.0 点で、区地域は光州広域市北区が 79.1 点でそれぞれ 1 位となった。

<表Ⅲ－7>

市・郡・区別情報化組織／人材部門上位5団体

順位	市地域			郡地域			区地域		
	市道	地域名	点数	市道	地域名	点数	市道	地域名	点数
1	京畿道	果川市	86.2	全羅南道	谷城郡	74.0	光州広域市	北区	79.1
2	京畿道	始興市	75.5	全羅南道	求禮郡	72.7	ソウル特別市	中区	78.3
3	済州道	済州市	75.0	江原道	高城郡	72.6	光州広域市	光山区	77.9
4	済州道	西帰浦市	75.0	全羅南道	咸平郡	72.5	光州広域市	西区	74.2
5	京畿道	儀旺市	74.0	慶尚南道	咸陽郡	72.1	蔚山広域市	北区	73.4
総合	市地域平均		68.5	郡地域平均		67.6	区地域平均		67.9
	市地域標準偏差		3.77	郡地域標準偏差		2.42	区地域標準偏差		3.80

(6) 情報化活用部門情報化水準

自治体職員の情報生産・流通・活用水準を測定する情報化活用部門は、総合的にわずかな差であるが、市>区>郡の順となった。各地域別の点数偏差に大きな差が現れ、自治体による差が、他の部門に比べて相対的に大きいことが分かる。

市地域は京畿道平沢市が 80.0 点で、郡地域は全羅南道靈光郡が 79.8 点で、区地域はソウル特別市中区がそれぞれ 1 位となった。

<表Ⅲ－8>

市・郡・区別情報化活用部門上位5団体

順位	市地域			郡地域			区地域		
	市道	地域名	点数	市道	地域名	点数	市道	地域名	点数
1	京畿道	平沢市	80.0	全羅南道	靈光郡	79.8	ソウル特別市	中区	80.7
2	忠清北道	清州市	78.7	全羅南道	寶城郡	78.5	釜山広域市	西区	77.8
3	京畿道	軍浦市	77.3	済州道	南済州郡	77.0	ソウル特別市	江南区	77.4
4	全羅南道	木浦市	77.1	忠清北道	槐山郡	75.3	光州広域市	光山区	77.2
5	京畿道	華城市	76.9	全羅南道	潭陽郡	75.2	大田広域市	東区	75.9
総合	市地域平均		71.5	郡地域平均		69.5	区地域平均		70.7
	市地域標準偏差		3.55	郡地域標準偏差		4.19	区地域標準偏差		4.49